

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

去る11月19日に、国は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条の規定に基づく「基本的対処方針」を全面改訂したところですが、これに伴い、県では、別添のとおり、感染拡大防止の取り組みをお願いすることとしました。

本県の感染状況は落ち着いている状況を維持していますが、関係者の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和3年11月25日

愛媛県知事 中村時広

令和3年11月25日

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】 令和3年11月25日（木）から

【区域】 愛媛県全域

【根拠】 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

要請内容

【事業者の皆さんへの要請】

○ 業種別ガイドラインの遵守

【11/25～変更】協力依頼 ⇒ 法要請（特措法第24条9項）

要請内容

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】

【11/25～変更】協力依頼 ⇒ 法要請（特措法第24条9項）

○業種別ガイドラインの遵守

○イベント等の開催制限【内容変更】

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表）するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生 （クラスター発生、感染防止策の不徹底等）し た場合は、直ちに提出する）

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。